

○新発田市交通安全条例

平成13年9月28日

条例第39号

改正 平成15年6月26日条例第64号

平成17年4月28日条例第73号

(目的)

第1条 この条例は、新発田市の交通安全の確保について、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、新発田地区市町村において連携を図り、地域特性に配慮した交通安全対策を推進することにより、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は市内に滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 交通安全 陸上交通における交通安全をいう。
- (4) 新発田地区市町村 新発田市及び聖籠町をいう。

(平成15条例64・平成17条例73・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、交通安全の確保に関し、総合的かつ体系的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活において自ら交通安全の確保に努めるとともに、市及び関係機関が実施する交通安全の確保に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に当たり、従業員に対する交通安全教育を実施するよう努めるとともに、市及び関係機関が実施する交通安全の確保に関する施策に協力するものとする。

(交通安全教育の推進)

第6条 市は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の交通安全に関する意識の向上を図り、市民等による自主的な交通安全の確保に関する活動を促進するため、交通安全教育及び啓発活動の推進に努めなければならない。

2 市は、市民等に対し、交通安全に関する必要な情報を適切に提供しなければならない。

(良好な道路交通環境の整備)

第7条 市は、良好な道路交通環境を確保するため、市の管理する道路の新設及び改良並びに交通安全施設の整備を促進するよう努めなければならない。

2 市長は、市の管理する道路以外の道路について、特に交通安全対策を講ずる必要があると認めるときは、当該道路の管理者等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通渋滞の緩和)

第8条 市は、市民等の公共交通機関の利用の促進等を図ることにより、道路の交通渋滞を緩和し、交通安全の確保に努めるものとする。

(高齢者等に対する配慮)

第9条 市は、交通安全の確保に関する施策の推進に当たっては、特に高齢者、障害者及び児童（以下「高齢者等」という。）にとって安全な道路交通環境が確保されるよう努めなければならない。

2 市民等は、その日常生活及び事業活動において、高齢者等の交通の安全に特に配慮するよう努めるものとする。

(広域的な施策の推進)

第10条 市は、交通安全の確保に関する施策の推進に当たって必要があると認めるときは、新発田地区市町村及び関係機関と連携し、広域的に施策を推進するものとする。

(交通安全対策会議)

第11条 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき、新発

田市交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

2 対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 新発田市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

3 対策会議は、会長及び30人以内の委員をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、対策会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（平成15条例64・一部改正）

（交通安全指導員）

第12条 市は、交通事故の防止と交通安全運動の推進を図るため、交通安全指導員を置く。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

（新発田市交通安全対策会議条例の廃止）

2 新発田市交通安全対策会議条例（昭和46年新発田市条例第9号）は、廃止する。

附 則（平成15年条例第64号）

この条例は、平成15年7月7日から施行する。

附 則（平成17年条例第73号）

この条例は、平成17年5月1日から施行する。